

令和2年4月28日

保護者様

加古川市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する臨時休業の延長について

平素より本市の教育活動にご理解、ご支援を賜り、ありがとうございます。とりわけ、新型コロナウイルス感染症にかかる対応に対してご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止の臨時休業について、4月当初にお伝えしておりましたが、県からの要請及び感染症罹患状況等を踏まえ、5月31日（日）まで延長いたします。

つきましては、園児の健康観察を十分行っていただくとともに、園児が規則正しい生活を送れますようご協力をお願いします。

なお、今後、国の緊急事態宣言の解除等、状況変化がある場合は、改めて検討いたします。

記

1 臨時休業期間

令和2年4月13日（月）～5月31日（日） ※登園日は実施しません

2 その他

- ・大型連休を控えておりますが、不要不急の外出は控えてください
- ・うがい、手洗いを励行してください
- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけてください
- ・臨時休業期間中、事情により子どもが家庭にいない場合は、個別に幼稚園に相談してください